



令和6年3月発行

編集・発行
音更町農業委員会
0155-42-2111

農政部会視察研修を 実施しました

令和6年2月1日から2日の日程で農政部会視察研修を実施し、農政部会委員等9名が参加しました。



AIやロボットを活用した栽培など最先端の農業技術を学びました

視察研修では、北広島市のクボタアグリフロント、江別市のヤンマーアグリソリューションセンターを視察し、最先端の農業技術を用いた未来の農業や、最新の農業機械についてなど、様々な知見を得ました。

農業者年金説明会を 開催しました

令和6年2月28日、音更町農業者年金協議会が主催で、音更町役場において「令和5年度農業者年金説明会」を開催しました。

説明会には講師として、北海道農業会議から幡野千春氏を招き、59歳から64歳までの年金受給予定者を対象に農業者年金制度の概要や年金を受給する際の手続きや注意点に関して詳しく説明していただきました。

全体での説明会の後は、希望者を対象に個別相談会を開催し、「個別相談カルテ」を用いて年金受給に必要な手続について説明をしました。

特例付加年金を受給するときには、経営継承の前に、農地に住宅や施設がはみ出している場合、継承する農地の整理をする必要があります。こ

開催しました

の作業には、測量・分筆が関わるため、時間がかかる場合があります。

今回、説明会を欠席した人は、経営継承をする半年から1年前に農業委員会へご相談いただくことをおすすめします。

来年度も年金受給に向けた説明会を開催する予定です。該当する人には文書でご案内しますので是非ご参加ください。



全体説明をする北海道農業会議の幡野講師

**若い農業者の方は、
国民年金の上乗せの公的な年金「農業者年金」
に加入して安心して豊かな老後を！**



ポイント① 積立方式なので安心！

支払った保険料の全額が自分の受給年金の原資となりますので、
少子高齢化時代でも安定して終身にわたって受給できます。

ポイント② 国庫補助で手厚い支援！

認定農業者かつ青色申告者等には、保険料が最大で**1万円補助**されます。

※その他にも要件があります。詳しくは農業委員会事務局、または各農協にお問い合わせください

ポイント③ 保険料控除で大きな節税効果！

支払った保険料は**全額、社会保険料控除の対象**です。
家族の保険料を支払っている場合、家族分も含めて控除の対象になります。

加入の相談は、各農協の窓口へ

**現況届を
提出しましょー**

農業者年金を受給している人には、毎年5月末ごろに農業者年金基金から「現況届」が送付されます。毎年提出しなければならぬ書類で、期限内に提出しないと年金が支給停止となりますので、ご注意ください。

令和5年度は、期限内に全ての受給者から現況届の提出がありました。

また、前回提出から住所変更等をしている人は、農業者年金基金からの書類が届くように、忘れずに農協で手続をしてください。

現況届の書き方がわからない場合は、農業委員会事務局までお問い合わせください。



年 別 農 地 移 動 状 況

		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
		件数	面積(a)	件数	面積(a)	件数	面積(a)	件数	面積(a)	件数	面積(a)
3 条 許 可	売 買 ・ 贈 与	20	21,376	29	38,441	24	18,200	26	25,965	23	24,780
	賃 貸 借	26	12,149	38	20,859	26	15,684	31	20,930	34	33,568
	使 用 賃 借	11	25,107	16	23,947	3	7,101	8	27,693	5	7,707
4 条 転 用 許 可		3	188	4	41	3	61	3	128	3	22
5 条 転 用 許 可		7	378	8	351	6	1,098	7	246	5	119
あ っ せ ん	売 買 ・ 贈 与	60	21,416	43	19,564	47	20,387	44	20,789	77	26,585
	賃 貸 借	105	43,170	69	32,058	58	22,002	95	41,160	135	67,431
農地中間管理事業		1	360	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		233	124,144	207	135,261	167	84,533	214	136,911	282	160,212

令和5年度農地移動状況と
今後の展望について

農地調整部長 白川 勝

令和5年の農地の移動状況は上表のとおりです。移動件数、面積とも前年より大きく上回っています。

「3条許可」、「4条転用許可」、「5条転用許可」については、概ね横ばいの傾向となつていきます。

「あっせん」による移動では、売買と賃貸借の両方で前年を大きく上回りました。これは、あっせんによる賃借契約の終期がこの時期に集中して到来したことや、離農または規模縮小により、農地の売買・貸付や借換えが発生したことによるものと考えられます。近年の生産資材の価格高騰や耕作者の高齢化により、今後このような傾向がみられることと予想されます。

農地所有者の意向に沿いながら、農地の適正な集積化を図れるよう尽力してまいりますので、農地の売買、賃借などをお考えの際には、地区の農業委員にご相談ください。

法人報告書の提出をお願いします!

農地所有適格法人は、年に一度、「事業の状況を示した法人報告書」の提出が義務付けられています。

提出先 音更町農業委員会事務局

期 限 事業年度の終了後3か月以内

- ※ 報告書が提出されない場合、農地所有適格法人としての資格が確認できないため、農地を所有したり借りることができなくなる可能性があります。
- ※ 報告書が提出されない場合、過料が課されることがあります。

農地の権利移動について

農地の売買や賃貸借など、農地の権利移動には農業委員会の許可が必要です。これまでに、権利移動の許可は、農地法3条による許可、町の集積計画による手続（あっせん事業）により行ってきましたが、農地制度の改正により、令和7年4月から町の集積計画による手続が廃止され、農地中間管理機構（農地バンク）を経由した方法に変更される予定です。本農業委員会での対応は詳細が決まり次第、改めてお知らせいたします。

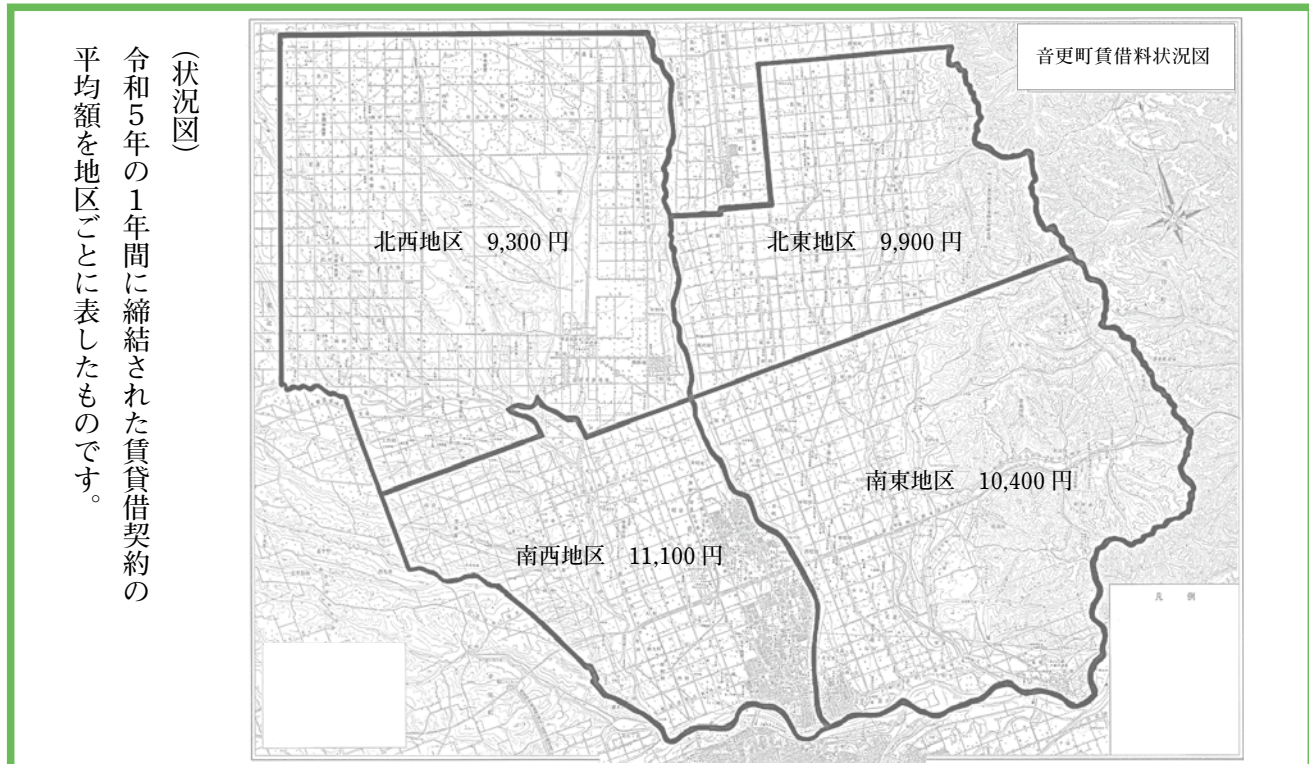
締結された地区名	平均額	最高額	最低額	データ数	契約数
北東地区	9,900 円	14,600 円	5,300 円	137 筆	29 件
北西地区	9,300 円	15,000 円	5,000 円	166 筆	36 件
南東地区	10,400 円	15,000 円	6,000 円	200 筆	43 件
南西地区	11,100 円	15,000 円	6,400 円	192 筆	29 件
(参考) 音更全町	10,100 円	15,000 円	5,000 円	695 筆	137 件

- ※1 データ数は、集計に用いた筆数です。
- ※2 金額は、算出結果を四捨五入し、100円単位としています。
- ※3 「(参考) 音更全町」の平均額は、全データ(10a当りの賃貸借料)の合計(四捨五入前)を件数により除したものです。

(参考) 各地区構成字名
 北東地区 (字豊田、字東音更)
 北西地区 (字西中音更、字中音更、字南中音更、駒場、字上然別)
 南東地区 (字東和、字下士幌、字長流枝、十勝川温泉、宝来)
 南西地区 (字高倉、字万年、字然別、字音更、字東士狩、字下音更)
 (詳細については、農業委員会事務局までお問い合わせください。)

農業委員会では、農地の賃貸取引の目安となるよう、地域の賃貸料の提供を行っています。
 令和5年1月から12月まで
 締結された賃貸借契約における10アールあたりの賃貸料水準は、次のとおりです。賃貸料を決める際のご参考にしてください。

農地の賃借料情報の提供について (令和5年1月～令和5年12月締結分)



令和6年3月発行

農業委員会だより

広報委員長 久保靖彦
 広報担当(農政部会) 貞廣 香川 雅彦
 菅原 雅彦
 林 雅彦
 田 木 和宏
 鈴 木 和宏
 辻 和宏

経営とくらしを応援!!

①わかりやすい農業・農政の解説
 ②みんな知りたい経営・流通の最新情報が満載
 ③くらしと地域に活力を
 ④女性の元気を応援
 ⑤文字が大きく読みやすい

まとめ読める! 週刊紙

週刊 月4回金曜日発行
 月700円、年8,400円 (消費税込) 毎日は大変。1ヶ月だと遅い。そんなあなたに

全国農業新聞